

大鹿夏祭り 2014

2014
9

広報

おおしか

No. **229**

◇平成26年9月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社



the most beautiful
villages
in japan

下伊那北部火葬場整備事業の状況について



現在下伊那北部総合事務組合で進めております火葬場整備事業について、現在の状況をお知らせいたします。

施設建設工事の起工式が 挙行されました

施設建設工事の起工式及び安全祈願祭が、去る六月二二日に現地において執り行われました。各構成町村理事者、組合議員、地権者、地元関係者、設計・監理者、施工者が出席し、無事の工事完成に向け決意を新たにいたしました。

現在の工事状況

現地では、地中に基礎を作る工事が着々と進んでいます。



上に作られる建物の位置関係を決め、建物は何十年も支えていく重要な部分ですので、正確に位置を測り出しながら、慎重に鉄筋が組

まれています。この後、型枠が組み立てられ、コンクリートが打ち込まれると基礎の完成です。この「鉄筋組立→型枠→コンクリート打設」の作業を繰り返しながら、建物の壁や柱が造られていくことになります。

また、施設の建設工事に合わせ、周辺道路の改修などその他の関連工事も引き続き進められます。その他工事も含めた工程計画は下表①のとおりです。周辺地域の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

【表①】

	H25.12	H26.3	H26.6	H26.9	H26.12	H27.3	H27.6
敷地造成工事							
本体建設工事							
火葬炉設置工事		(工場製作期間)					
進入路・外構工事							
町道等関連整備							

平成二十七年夏開業

・継続

平成二十七年夏開業

・継続

【表②】

◎全体事業費見込(組合分)

事業費内訳	事業区分	事業費見込	財源内訳	財源区分	金額見込
	施設整備	825 百万円		町村負担金	910 百万円 (うち大鹿村※) 56百万円
	周辺道路等整備	100 百万円		国交付金	45 百万円
	付帯・関連整備	30 百万円		—	— 百万円
	計	955 百万円		計	955 百万円

※大鹿村分はH26按分率により試算したものであり、今後の事業費・人口構成により変動します。

■全体事業費の見込みにについて

現在までの契約状況を踏まえ、総合事務組合の火葬場整備

備事業費見込を試算しますと、表②となります。その財源の多くは各町村からの負担金であり、事業費の二〇％を五町村で均等に、残る八〇％を人口の割合で負担しています。

■今後の事業の工程計画について

- 今後は建設工事を粛々と進めると同時に、開業に向けた準備を進めます。具体的には以下のような点があります。
- 公の施設として条例で規定
 - 呼称(施設名)の決定
 - 管理・運営主体の決定
 - 予約の方法、使用料金の決定

これらについては、既に設けられている「火葬場施設建設委員会」において検討いただき、ご提案を元に決定していくこととなります。決まりました事項は、適切な時期に広報おおしか等を通じてお知らせしてまいります。

関係各位のご協力のもと、おかげさまをもちまして建設工事が順次進んでまいります。平成二七年度夏の開業に向け、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

下伊那北部総合事務組合
(豊丘村大字神稲 三一二〇番地)
事務局 (豊丘村役場内)
電話 35-1640

【完成予想図】



大鹿村農業委員会の委員が決定しました

任期満了に伴う大鹿村農業委員会委員一般選挙が、7月1日に告示され定数7名のうち、6名の立候補者があり無投票となりました。その後の選挙会により当選人が決定しました。

また、選挙による委員に加え議会推薦による委員2名、みなみ信州農協推薦による委員1名を村長が選定し、大鹿村農業委員会委員9名が次のとおり決定しました。

改選後の初総会が、7月28日に開催され、会長に神田武氏、会長代理に松尾勝美氏が選出されました。各委員の担当地区と役構成は次のとおりです。

(平成26年7月20日 ～ 平成29年7月19日)

役 構 成	氏 名	住 所	担 当
会 長	神 田 武 ^{カン ダ タケン}	大鹿村大河原 上蔵	上蔵・釜沢
会 長 代 理	松 尾 勝 美 ^{マツ オ カツ ミ}	大鹿村鹿塩 北入二	大栗・北入一・北入二
	兼 岡 良 和 ^{カネ オカ ヨシ カズ}	大鹿村鹿塩 西	西・河合
	阿 部 勝 俊 ^{ア ベ カツ トシ}	大鹿村大河原 下青木	下青木・上青木・北の原
農 地 部 長	森 下 敏 彦 ^{モリ シタ トシ ヒコ}	大鹿村鹿塩 梨原	中峯・梨原・沢井・入沢井
	北 村 瞳 ^{キタ ムラ ヒトミ}	大鹿村大河原 中尾	落合・文満・中尾
	稲 田 文 夫 ^{イナ ダ フミ オウ}	大鹿村鹿塩 塩河	塩河・塩原
農 政 部 長	田 代 久 夫 ^{タ シロ ヒサ オウ}	大鹿村大河原 沢戸	沢戸・上市場
	小 林 俊 夫 ^{コ バヤシ トシ オウ}	大鹿村大河原 上蔵	下市場一・下市場二・清水



会 長
神田 武



会長代理
松尾 勝美



兼岡 良和



阿部 勝俊



農地部長
森下 敏彦



北村 瞳



稲田 文夫



農政部長
田代 久夫



小林 俊夫

耐震診断(無料)であなたの家の安全性を確かめてみましょう

近年、全国で頻発する地震。大鹿村は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。
地震による家屋の倒壊から身を守るために“すまいの耐震性”を確認しましょう！
～ 大鹿村では木造住宅の耐震診断・耐震改修を支援・促進します。～

大鹿村では、平成26年度において専門の耐震診断士による木造住宅の耐震強度の診断を実施します。

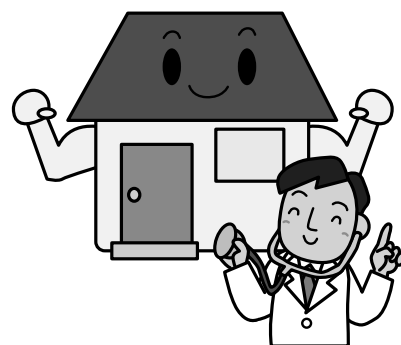
耐震診断から耐震改修(補強)工事までの流れ

1. 耐震診断申込み

対象住宅は、大鹿村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

耐震診断を希望される方は役場住民税務課管理係にて申込みをお願いします。

- ① 簡易耐震診断(無料)・・・とりあえず自宅の耐震性が心配な方
専門の診断士の外観等目視による簡易診断
- ② 精密耐震診断(無料)・・・耐震改修工事を前提に概算工事費等詳細を知りたい方
専門の診断士が木造住宅耐震診断マニュアルに基づき精密診断



2. 耐震診断

診断を希望された方のお宅に、村より木造住宅耐震診断士を派遣し診断を行います。
また、診断結果については、結果評点に表し、後日、診断士が説明に伺います。

結果評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上1.0未満	やや倒壊又は破壊の危険があります。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

- ① 簡易耐震診断(無料)を希望された方
診断の結果、1.0未満(倒壊の危険がある)となった場合は ② および ③ をご検討ください。
- ② 精密耐震診断(無料)を希望された方
診断の結果、1.0未満(倒壊の危険がある)となった場合は ③ をご検討ください。

3. 耐震改修(補強)工事

- ③ 耐震改修(補強)工事(補助金額60万円を上限に工事費の2分の1を補助)
精密耐震診断の結果、結果評点が1.0未満と診断された木造住宅に対し、0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事を行います。
『大鹿村木造住宅耐震改修事業補助金』をご活用ください。

税 務 だ よ り

平成26年 9 月号

軽自動車税改正について

改正項目

改正の内容

税額
の
引
上
げ

○国及び地方を通じた自動車関連税制の改正に伴い、軽自動車税が次のとおり引き上げられます。

車種区分				現行	改正後
原動機付自転車	50cc 以下			1,000円	2,000円
	50cc 超90cc 以下			1200円	2,000円
	90cc 超125cc 以下			1,600円	2,400円
	三輪以上のもの(ミニカー)			2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc 超250cc 以下)				2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc 超)				4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用			1,600円	2,400円
	その他用			4,700円	5,900円
三輪				3,100円	3,900円
四輪以上	乗 用	自家用		7,200円	10,800円
		営業用		5,500円	6,900円
	貨物用	自家用		4,000円	5,000円
		営業用		3,000円	3,800円

※ただし、三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから改正後の金額を適用。(平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは、現行の金額に据え置き。)

【適用】 平成27年度分から

三輪以上の軽自動車に係る
重課の導入

○軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査年月(※)から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、次のとおり税額が引き上げられます。

車種区分				現行	改正後
三輪				3,100円	最初の新規検査から13年を経過したもの 4,600円
四輪以上	乗 用	自家用		7,200円	12,900円
		営業用		5,500円	8,200円
	貨物用	自家用		4,000円	6,000円
		営業用		3,000円	4,500円

※最初の新規検査年月とは・・・自動車検査証(車検証)に記載されている「初度検査年月」のことです。

【適用】 平成28年度分から

固定資産税(家屋)調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正に評価するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1. 家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」(店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。)
2. 家屋課税台帳に登録されている内容(所在地番・用途・構造・床面積など)と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に何う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い

建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係(☎39-2001)までご連絡下さい。

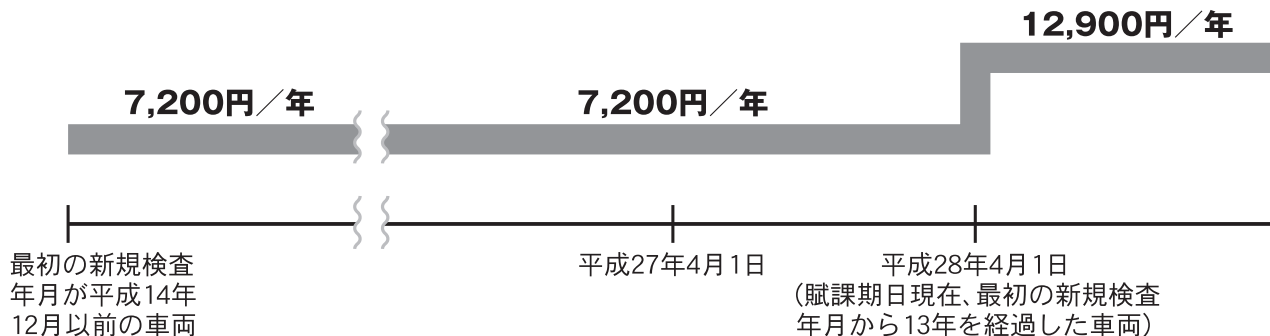
三輪以上の軽自動車の税額引上げ及び重課について

【軽四輪の乗用・自家用車 例】

◎最初の新規検査年月が平成14年12月以前の車両

平成27年4月1日・・・7,200円(税額変更なし)

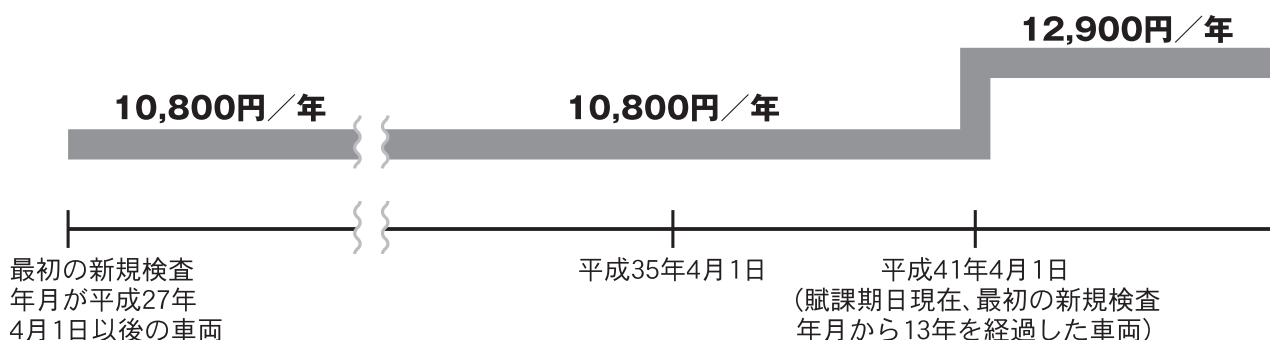
平成28年4月1日・・・12,900円(賦課期日現在、最初の新規検査年月から13年を経過した税額)



◎最初の新規検査年月が、平成27年4月1日以後の車両

平成27年4月1日・・・10,800円(新税額)

平成41年4月1日・・・12,900円(賦課期日現在、最初の新規検査年月から13年を経過した税額)



※最初の新規検査年月とは・・・自動車検査証(車検証)に記載されている「初度検査年月」のことです。

村税・料金 納付のお知らせ

毎月の料金

○ケーブルテレビ ○保育料 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料 ○住宅料 ○水道料 ○その他利用料等

9月はここ!!



10月はここ!!



課税月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
税目(期)													
住民税 普通徴収			1			2	3			4			年4回
固定資産税		1		2				3			4		年4回
軽自動車税	1												年1回
国民健康保険税	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	毎月

9月の口座振替 9月25日(木) 納付書納期限 9月30日(火)

★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。

10月の口座振替 10月27日(月) 納付書納期限 10月31日(金)

★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。

5歳未満のお子さんと、65歳以上の方へ 平成26年10月1日から補助対象に！ 「水ぼうそう」「成人用肺炎球菌」予防接種



担当：倉増比菜子

5歳未満のお子さんへ

水ぼうそう予防接種が無料になります

水ぼうそう予防接種は以前まで、任意の予防接種として有料で接種されていました。

平成26年10月1日から水ぼうそうワクチンが定期予防接種ワクチン(国が国民に接種を推奨するワクチン)に指定されたため、接種費用の全額を市の補助でできるようになります。

◆水痘(みずぼうそう)

水痘—帯状疱疹ウイルスの初感染によって起こります。主な症状は発疹と発熱で、稀に熱性けいれん、肺炎、気管支炎の合併症を伴うこともあります。健康なお子さんでは一般的に軽症で済みますが、中には重症化し、入院が必要になったり、死亡することもあります。

◎水痘ワクチン

水痘ウイルスを弱毒化してつくったワクチンで、水ぼうそうの予防や、かかった時に重症になるのを防ぎます。

【副反応】

軽い発熱、発疹および注射部位の発赤や腫れが約7%に認められます。重大な副反応としては、稀にアナフィラキシー様症状、急性血小板減少性紫斑病(100万人接種あたり1人程度)があります。

◆対象者

1歳以上5歳未満のお子さん(10月1日時点)

※既に水ぼうそうにかかったお子さん(ただし、生後1歳未満で水痘に自然罹患し、薬を投与して治癒した場合は、医師の判断により定期予防接種の対象とすることは可能)、任意で水ぼうそうワクチンの接種が完了したお子さんは対象外となります。

※平成26年10月1日より前に接種された費用についての補助はございませんのでご了承ください。

65歳以上の方へ

成人用肺炎球菌予防接種 補助対象年齢について

平成26年10月1日からは、成人用肺炎球菌ワクチンも定期予防接種(国が国民に接種を推奨するワクチン)となり、対象の年齢の方に接種費用の補助をいたします。

◎肺炎球菌ワクチン

肺炎は、日本人の死因の第3位であり、死亡者の95%以上が、65歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておく、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

【副反応】

注射部位の疼痛、熱感、腫れ、発赤が5%以上認められます。また、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱も稀にみられますが、いずれも軽度で2～3日で消失します。

◆対象者

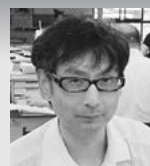
10月から接種料金に補助が出る年齢の方は、次のとおりです。

- 平成26年度に、65歳以上になる方
- 平成26年4月1日現在60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

※過去5年間に肺炎球菌の予防接種を受けている方は対象外となります。

※平成26年10月1日より前に接種された費用についての補助はございませんのでご了承ください。

今年もまた、インフルエンザの季節がやってきます



担当：北澤 誠

インフルエンザは例年、12月から3月にかけて季節性インフルエンザが流行します。

インフルエンザは、せきや痰などの呼吸器の炎症や発熱など、かぜとよく似ていますがその症状が重くなると危険な病気です。早めの予防対策と予防接種が効果的です。

◎インフルエンザの予防対策

- 外出後の手洗い・うがいを徹底して予防しましょう。
- できるだけ繁華街や人ごみへの外出を控えましょう。また、外出の際はマスクを忘れずにしましょう。
- 室内では加湿器などを利用して、のどの乾燥を防ぐようにしましょう。また、栄養バランスのとれた食事と十分な睡眠で、体の抵抗力を高めるようにしましょう。
- 最も効果的なのはインフルエンザワクチンの「予防接種」を受けることです。

◎かかったかな？と思ったら

- 急な発熱などの症状から、インフルエンザにかかったかなと思ったら、早めに医療機関を受診しましょう。

インフルエンザ予防接種を診療所で11月に実施します

【詳細についてお問い合わせ先】 役場 保健福祉課 ☎39-2001まで



福祉だより

自治会にここ集会で介護予防を！！



担当：森上安弘

大鹿村では、介護予防事業の一つとして、また自治会の自主事業としてにここ集会が実施されています。

1. 目的・・・村民の皆様が将来できるだけ寝たきりなどの要介護状態になるのを防ぎ、家に閉じこもりがちにならないように身近な地域の中で交流をし、明るい地域社会をつくるのが目的です。
2. 対象者・・・地域で生活し参加できるすべての住民。
3. 方法・・・自治会ごとに保健指導員など中心になる方を選んでいただき、会場準備、連絡周知、集会の取りまとめを行います。実施方法等お困りの時は、役場保健福祉課、地域包括支援センターへご相談ください。
4. 内容・・・参加者の希望により内容を決めます。
お茶会、料理、体操、ゲーム、健康や栄養の話、介護の話、生活の中での知識（ごみの出し方、消費生活、年金、人権、野菜の作り方など）できそうな内容は何でも結構です。
内容により、担当の職員や講師を派遣します。
回数や場所、時間はそれぞれの自治会で検討して実施をお願いします。
5. 補助金・・・村から活動補助として200円（1人1回当たり）の助成があります。

※まだにここ集会を実施されていない自治会の皆さんは、ぜひ一度にここ集会を実施してみてください。



【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 ☎39-2001まで

大鹿村国民健康保険にご加入の皆様へ

○保険証が10月 1 日に更新されます

保険証が10月1日に更新されます。一般被保険者の保険証は藤色から空色に、退職被保険者の保険証は黄色から桃色になります。9月下旬に郵送いたしますので、お手元に届きましたら住所・氏名などの内容を確認してください。

なお、古い保険証は、ご自身で破棄していただくか役場保健福祉課まで返却願います。

*住所・氏名に不備があったり、ご不明な点がありましたら役場保健福祉課までお問い合わせください。



担当：森ひかり

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎39-2001まで

国民年金便り

平成26年9月号
住民税務課 住民係



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。



保険料を全額納付した場合と比べての年金額の割合です。

（ ）内は、平成21年3月分までの割合。

全額免除：8分の4（6分の2）	3/4免除：8分の5（6分の3）
半額免除：8分の6（6分の4）	1/4免除：8分の7（6分の5）

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、（今後、この期間が10年と短縮されます。消費税10%引き上げ時期施行予定）この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

【追納・任意加入制度のお問い合わせ先】 飯田年金事務所 ☎22-3641まで

健康運動講座へ行こう！

村では、日頃の運動不足解消、運動習慣のきっかけや、メタボ予防・改善を目的に健康運動講座を開催しています。

1回のみ参加もできます。身体を動かすことによる心身のリフレッシュや、腰痛・肩こり解消に、一度体験をしてみたいはいかがでしょうか。
お気軽にお越しください。

脂肪減少・筋力アップ教室
10月～3月 第2・4 火曜日
参加費 300円/回

時 間 夜7:00～ 1時間程度
場 所 交流センター（ホール）

【詳細についてお問い合わせ先】 役場 保健福祉課 ☎39-2001まで



ろくべん館だより Vol.39

『再び、山に生かされた日々』

「カラムシが刈り時だよ」と電話があった。電話のヌシはわれらの師匠、今年八十七歳になるおばあちゃんだ。さっそく仲間と連絡を回して、作業の日程を決める。カラムシは軽くて丈夫な繊維が取れる草で、昔から縄に縫ったり穀物を入れる袋に織ったりしたものだ。

もう何年もおばあちゃんから芋引き（繊維の取り方を教わってきたのに、いざやろうとすると、「あれ、どうやるんだっけ？」と、習ったことをすっかり忘れて振り出しに戻っていることに気づく。師匠の手元を見ながら「ああ、そうだった」と思い出し、ぎこちない手を動かす始める。そのたびに「おばあちゃんの手はすごいなあ」と尊敬せずにはいられない。そして、こういった技術を伝授してもらい、一緒に作業をすることの愉しさというのは、まったくたまらないものなのだ。

電話のあった同じ日の夜、飯田に『越後奥三面（おくみおもて）―山に生かされた日々』というドキュメンタリー映画を観に行った。この映画は、三年前の三月十二日、あの東日本大震災の翌日に大鹿で上映したものだ。山形県との境に位置する新潟県北部、深い山懷に抱かれた朝日村奥三面の四季を通した人々の暮らしを、四年に亘って丹念に記録した作品である。

奥三面の人々の行動範囲は、季節によって大きく広がったり小さく縮んだりする。正月は行動範囲が最小となる。人々は集落から出ず、しきり通りの正月行事をとりおこなう。そして寒の入りから堅雪の季節に男たちは狩りへと、一挙に行動範囲を広げる。

雪が溶け、植物が芽を出し始めると、今度は家族ぐるみで山菜採りに山へ広がってゆく。奥三面のぜんまい採りは、現金収入になる。年間の収入の半分にのぼるといふほど、春の大切な行事であった。学校は「ぜんまい休み」となると、子供から年寄りまで、犬も猫も家族を挙げて「ぜんまい小屋」に移動しての作業となる。山で採取したぜんまいを小屋まで運び、そこでゆでて干す。十日間ほど滞在する間、家族のそれぞれが自分のできる役割を果たす。小屋で食べるご飯は、周辺で採れる山菜を調理して、それはそれはおいしそうな食卓だった。贅沢な皿が並ぶわけではないが、何より一家総出の労働が一番の健康の秘訣であった。

それが過ぎると、集落内の田畑での農作業が中心になる。作物の植え付けや田植えが終わると、焼畑や川漁の季節となる。村人の行動範囲がぐっとせばまる夏である。秋になると、また人々はきのこ採りや猟に山へ出かけてゆく。そして雪が降りはじめると、家の周囲にとどまって正月を迎える準備をする。

奥三面には旧石器時代の遺跡も縄文時代の集落跡の遺跡も見つかるほど、三万年の長きにわたって人が住み続けてきた土地であった。これだけの山からの恩恵を享受してきた住みよい豊かな土地が、三〇年前にダム湖底に消えた。

この映画を観ていたら、庭先に豆やコキビ、山の胡桃や栗を干していたちよつと前の釜沢の風景を思い出した。そういえば、上蔵で育ったおばあちゃんは、子供のころに野ヶ池まで栗を拾いに行った話をしてくれた。夢になつて拾っていたら、背負いきれないほどの重さになつてた。かといって置いてくるのも惜しいと、必死になつて山道を背負って下りてきた。家に帰り着いたとたん、へなへなとくず折れてしまったという。取ってきた栗を計つてみたら、七斗あったそう。話し終えた後、おばあちゃんは「ハハハ」と空を向いて笑った。今、野ヶ池周辺にそんなたくさんの栗の木は見なくなつたが、数年前、鳥倉林道を車で通つた時、タイヤの下でパンとはじける音を聴いた。見れば、道路の上に轢かれた栗がいくつも潰れていた。

奥三面の映像は今から三〇年ほど前のものだ。すぐ手の届くような気のする過去のなかに、その暮らしぶりは現在とははるかにかけ離れているように感じる。ここには観光も入りこんではいなかった。人は山と正面から向き合つて暮らしていた。

大鹿でも年配者の話を聴くと、山を越して静岡まで魚釣りに行った話、ムササビを撃ちに遠くまで行った話、決まった日にみんなが一斉に草刈り場にのぼって行った話、春の山菜採り、秋のキノコ採りや木の実拾いの話、炭焼きや焼畑の話、人々は随分と四季を通じて奥山まで入って行ったものだと思う。今では林業も衰退しているし、狩猟をする人も減っている。おいしい山栗や胡桃がなくても家の周囲で拾うくらいで、山に入つて拾うという人は多くはないだろう。

山の恩恵は昔ほど豊かではないのかもしれない。しかし、それでも天然の濾過装置をくぐつて湧き出る水を汲むことができる。深い森の吐きだすきれいな空気をいつも吸うことができる。山を下ればなかなか手に入らないものが、ここにはある。

どこかで戦争が起これば、石油やガソリンが値上がりするし、どこかの国が干ばつになると小麦や大豆など食卓に欠かせぬものが不足する。国内の農業地帯が放射能に汚染されれば、安心して食べられるもののかどうかに気を揉まねばならない。山には燃料がある。農地があれば、自分の家で、あるいは地域で食糧が得られる。政治や経済が今のような状態にあるとき、私たちは今一度、山村のもつ豊かさに注目すべきなのかもしれない。

カラムシの芋引きをする愉しさは、昔から人々が営んできた山に生かされた暮らしにちよつとだけ触れてみる愉しさがある。わが身で体験できる自給の小さな一歩である。こういう作業は一人でやってもおもしろくない。老若混ざつてやるのがいい。おばあちゃんの確かな手元から繰り出される緑色の美しい繊維をみてみると、幸せを感じずにいられない。

合併浄化槽をお使いの皆様へ

10月1日は「浄化槽の日」です

— 浄化槽 正しく使って 快適生活 —

浄化槽法が全面施行された日（昭和60年10月1日）を記念して制定されました。浄化槽の普及促進と適正な維持管理を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

法定検査の実施について

すべての合併浄化槽には、定期的な保守点検及び清掃と年1回の法定検査を受けることが浄化槽法により義務付けられています。（社）長野県浄化槽協会による法定検査が10月から行われます。事前に浄化槽協会より検査日をお知らせしますので、「保守点検記録票」ご用意の上、立ち合いをお願いします。尚、留守になる場合も「保守点検記録票」を分かるようにしておく等ご協力をお願いします。

保守点検について

県の登録を受けた保守点検業者に委託して、保守点検を必ず受けましょう。

【※合併浄化槽の法定検査と保守点検料の一部を村で補助しています】

日頃の使用方法

浄化槽は微生物の働きにより水をきれいにしています。微生物に悪影響を与えないよう次の点に注意しましょう。

- | | |
|------------|--|
| 台 所 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ テンプラ油の残りは絶対に流さないでください。凝固剤で固めるか、紙にしみ込ませて燃えるゴミとして出しましょう。 ▶ 食器などのひどい油污れは、紙で拭いてから流しましょう。 ▶ 野菜等の調理くずは水を切って燃えるゴミとして出すか、肥料にしましょう。 |
| 風 呂 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水口にネットなどをつけ、髪の毛を取り除きましょう。 ▶ カビ取り洗浄剤は、少なめに使いましょう。 |
| 洗 濯 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 洗濯洗剤は中性のものを、漂白剤は塩素系でないものを適量にはかって使いましょう。 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ▶ トイレットペーパーを使用し、水に溶けにくいティッシュペーパーとおむつや衛生用品等は絶対に流さないようにしましょう。 |



【ご不明な点・お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

オータムジャンボ宝くじが9月19日(金)から発売されます！

今年のオータムジャンボ宝くじは

1等・前後賞合わせて3億9000万円！

発売期間は平成26年9月19日(金)から10月10日(金)まで

抽選日は平成26年10月17日(金)です。

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

宝くじの収益金は、長野県内の販売実績により配分されますので、長野県内の宝くじ売り場でお買い求めください。



知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とした退職金制度です。

加入できる事業主 ▷ 建設業を営む方
対象となる労働者 ▷ 建設業の現場で働く人
掛金 ▷ 日額 310円

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

■特 徴■

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

☆建退共から事業者の皆様へのお願い

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に添付してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退する場合は、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

詳しいことは—

建退共

検 索

三遠南信地域無料法律相談について

弁護士法人 愛知リーガルクリニック法律事務所による無料法律相談が実施されます。相談には事前予約が必要ですので、下記の予約先へご予約の上、お出かけください。

○対象者

飯田下伊那地域にお住まいの方

○日 時

10月18日(土) 13時から16時

○会 場

高森町中央公民館(2階)
 (高森町下市田2183番地1)

○相談時間

1人(組) 1時間以内

○予約受付の締切日

10月8日(水)

○予約先

弁護士法人
 愛知リーガルクリニック法律事務所
 ☎0120-668-191
 (フリーダイヤル 予約専用)
 予約受付(月～金) 10時～15時
 (土・日・祝日は受け付けておりません)

○その他

愛知リーガルクリニック法律事務所は、愛知大学法科大学院の受託教育機関として設置された法律事務所で、今回の無料法律相談は、南信州広域連合と愛知大学が締結した「連携・協力に関する協定」に基づき実施されるものです。



弁護士

平成26年度 JICA ボランティア 秋募集 飯田市会場「体験談&説明会」

春(4月頃)と秋(10月頃)の年に2回ある JICA ボランティア(青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティア)の募集期に併せ、一般市民の応募を促進するために県内各都市で募集の説明会を行っております。

- 【目 的】** (1) JICA 事業に対する市民の理解の増進
 (2) JICA ボランティアへの応募促進

【実施場所】 飯田市りんご庁舎 第1・2会議室

【実施日程】 平成26年度10月3日(金) 18時00分から20時00分まで

- 【参 加 者】** (1) 対 象 …… 高校生以上の一般住民の方
 (2) 参加費 …… 無料
 (3) その他 …… 途中入退場可能

【内容詳細(予定)】

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 14:00～14:05 | あいさつ |
| 14:05～14:15 | 【DVD 上映】 JICA ボランティア事例紹介 |
| 14:15～14:35 | JICA ボランティア概要及び応募方法説明 |
| 14:35～15:05 | JICA ボランティア体験談 |
| 15:05～17:00 | 個別応募相談 |

【主催】 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所



あんなこと
こんなこと

カメラリポート

2014大鹿夏祭り

8月14日に大鹿夏祭りが開催されました。

今年は8月に入り天候が不順で、お祭りの開催が心配されましたが、内容の一部を変更しながら、魚のつかみどり、ビンゴゲーム大会、大西公園での盆踊りなど各種イベントが賑やかに行われました。

煙火大会も最後まで雨に降られることなく、大空に上がる無数の大輪の華に会場からは大歓声が上がりました。



千葉市農山村留学

8月22日(金)から25日(月)まで千葉市小学生の農山村留学が行われ、大宮小学校・大宮台小学校・坂月小学校の3校から、児童34名が大鹿村を訪れました。大鹿小学校の子供たちとの交流会や収穫体験、山村民泊などを存分に体験し3泊4日の大鹿村での山村留学を終え、みな元気に千葉へ帰りました。



BG23中央構造線サイクリング大会

8月30・31日(日)に南アルプス国立公園指定50周年記念『BG(Bicycle Geo)23中央構造線サイクリング大会』が行われました。

30日に伊那市高遠をスタートし、大鹿村交流センターへゴール、31日は午前9時に交流センターをスタート、大鹿村内を回り地蔵峠を折り返すコースを走り、午後2時には全員が再び交流センターにゴールしました。

全国から集まった参加者は2日間のべ60余名、晩夏の大鹿村を存分に満喫していただきました。



村の行事予定

9月

- 17日 胃・大腸検診(交流センター)
- 18日 新聞紙の収集日
- 20日 くみとり
- 20日 大鹿小学校運動会
- 21日 大鹿村マレットゴルフ秋季大会
- 25日 プラスチック製容器包装の収集日
- 27日 大鹿祭(大鹿中学校文化祭)
- 28日 大鹿中学校歌舞伎公演会
- 下旬 埋立ゴミの収集

10月

- 4日 くみとり
- 7日 紙製容器包装の収集日
- 9日 プラスチック製容器包装の収集日
- 13日 村民運動会
- 14日 空き缶と鉄類の収集日
- 18日 くみとり
- 19日 大鹿歌舞伎秋の定期公演
- 21日 ダンボール・牛乳パック等の収集日
- 23日 プラスチック製容器包装の収集日
- 26日 自治会環境美化運動(ごみ拾い)
- 28日 ヘルス・スクリーニング

11月

- 1日 くみとり
- 4日 インフルエンザ予防接種
- 5日 幼児検診
- 6日 プラスチック製容器包装の収集日
- 7日 インフルエンザ予防接種
- 9日 大鹿村産業文化祭
- 上旬 粗大ごみの収集
- 11日 びん類・ペットボトルの収集日
- 11日 インフルエンザ予防接種
- 14日 インフルエンザ予防接種
- 15日 くみとり
- 20日 プラスチック製容器包装の収集日
- 25日 チラシ雑誌等の収集日
- 29日 くみとり
- 下旬 埋立ゴミの収集